

富士市部活動地域連携・地域展開
推進に関する基本方針

令和8年3月



富士市・富士市教育委員会

【項目】

- 1 富士市の中学校部活動を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・ P2
 - (1) 少子化による生徒への影響
 - (2) 教員の働き方への影響
 - (3) 国・市の部活動地域展開の動向
- 2 地域連携・地域展開推進に向けた基本方針・・・・・・・・・・ P6
 - (1) 基本方針策定の趣旨等について
 - (2) 4つの基本理念について
- 3 地域クラブ活動・・・・・・・・・・ P8
 - (1) 本市で展開する地域クラブ活動
 - (2) 改革実行期間及びその後の地域連携・地域展開について
 - (3) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進
 - ① 参加者
 - ② 組織体制
 - ③ 活動場所
 - ④ 活動回数・活動時間
 - ⑤ 参加費等
 - ⑥ 保険加入
 - ⑦ 指導者等
- 4 大会の参加等・・・・・・・・・・ P12
- 5 その他・・・・・・・・・・ P13
- 6 用語解説・・・・・・・・・・ P14

1 富士市の中学校部活動を取り巻く現状と課題

(1) 少子化による生徒への影響

中学校の部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等人間関係の構築を図り、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高める機会として、大きな教育的意義や役割を果たしてきた。しかしながら、急激な少子化により、「単独校で団体競技のチームが編成できない」「部活動の種類に応じた顧問を配置できずに廃止する」「設置されている部活動の種類が少ない」などという状況が生まれている。

現状を把握するため、令和6年10月に、市内中学1・2年生を対象に「学校部活動や地域でのクラブ活動における意識調査」を行った。この調査から、現在部活動に在籍している生徒であっても、「在籍する学校に一番取り組みたい部活動（スポーツ・文化芸術活動）がない」という生徒が増加傾向にあることや、さらに、部活動には加入せずに、「部活動以外の教室・クラブに所属で活動している（7%）」生徒や「何も活動していない（6%）」生徒も増加の傾向にあることが分かった。調査時点では「在籍する学校に一番取り組みたい部活動がある（70%）」の割合が高いが、各校の部活動の設置数の減少等により、今後減少していくことが予想される。（図1）

「学校部活動や地域クラブ活動における意識調査」から一部抜粋

（R6. 10. 4～10. 25実施 中学1・2年生対象 N=2613）

図1 あなたの学校には、あなたが一番取り組みたい部活動（スポーツ・文化芸術活動）がありますか。

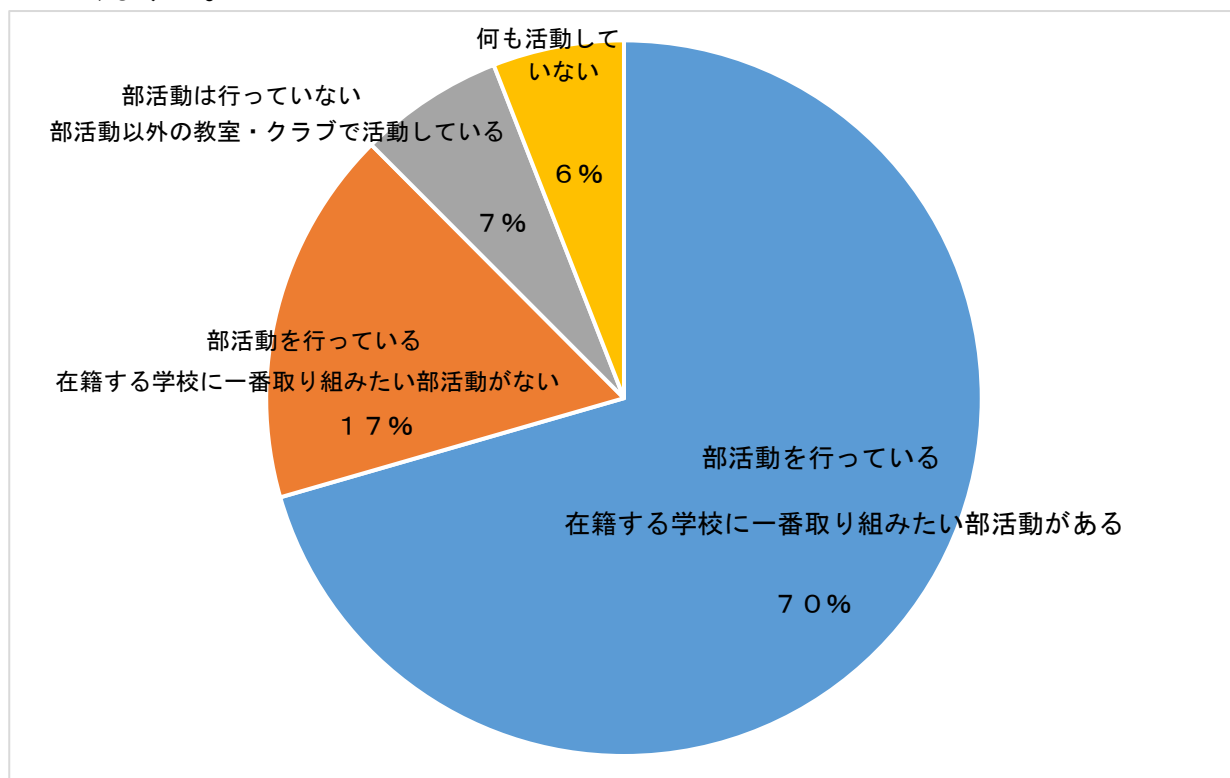
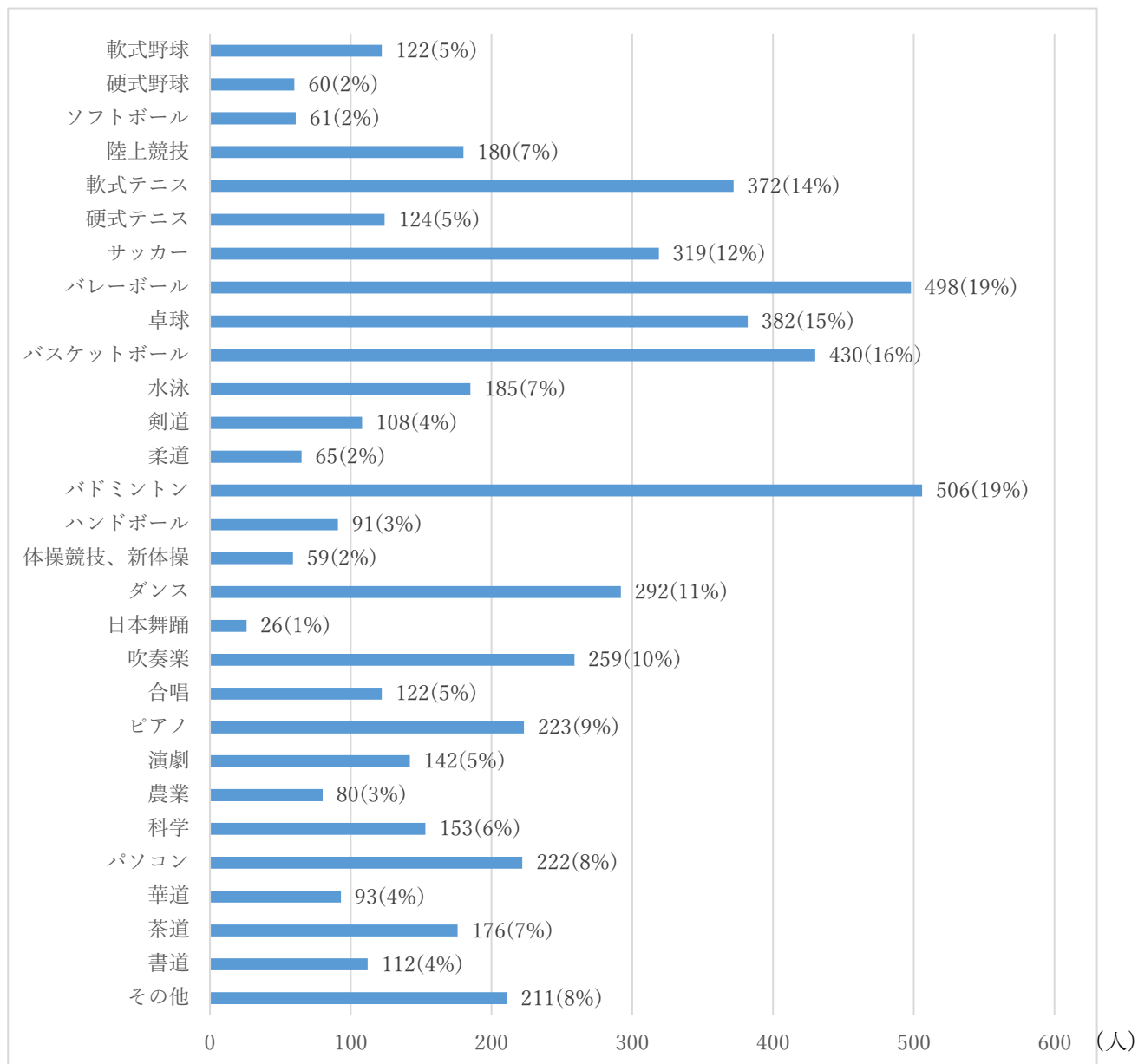
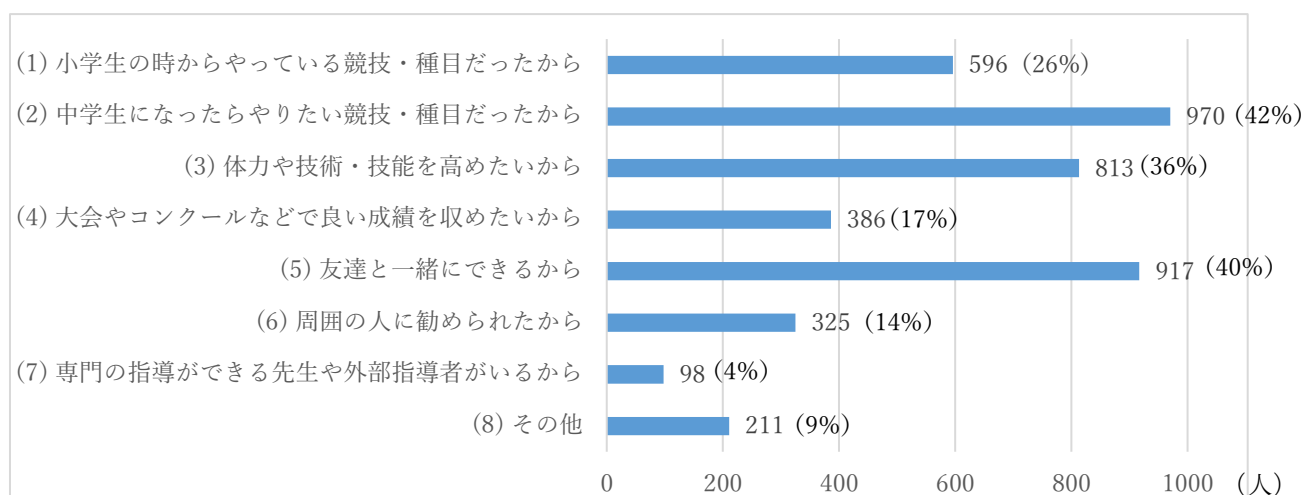


図2 現在行っている活動を含めて、どのような活動をやりたいと思いますか。(複数回答可)



全ての生徒を対象にした質問「現在行っている活動を含めて、どのような活動をやりたいと思いますか。」(図2)では、「バドミントン(19%)」「ダンス(11%)」「ピアノ(9%)」「パソコン(8%)」など、部活動にない活動をしたいと回答する生徒が多数いた。一方で、「バレーボール(19%)」「バスケットボール(16%)」「軟式テニス(14%)」「卓球(15%)」「サッカー(12%)」「吹奏楽(10%)」など、現在部活動にある活動をやりたいと考えている生徒も多くいることが分かった。(図2)

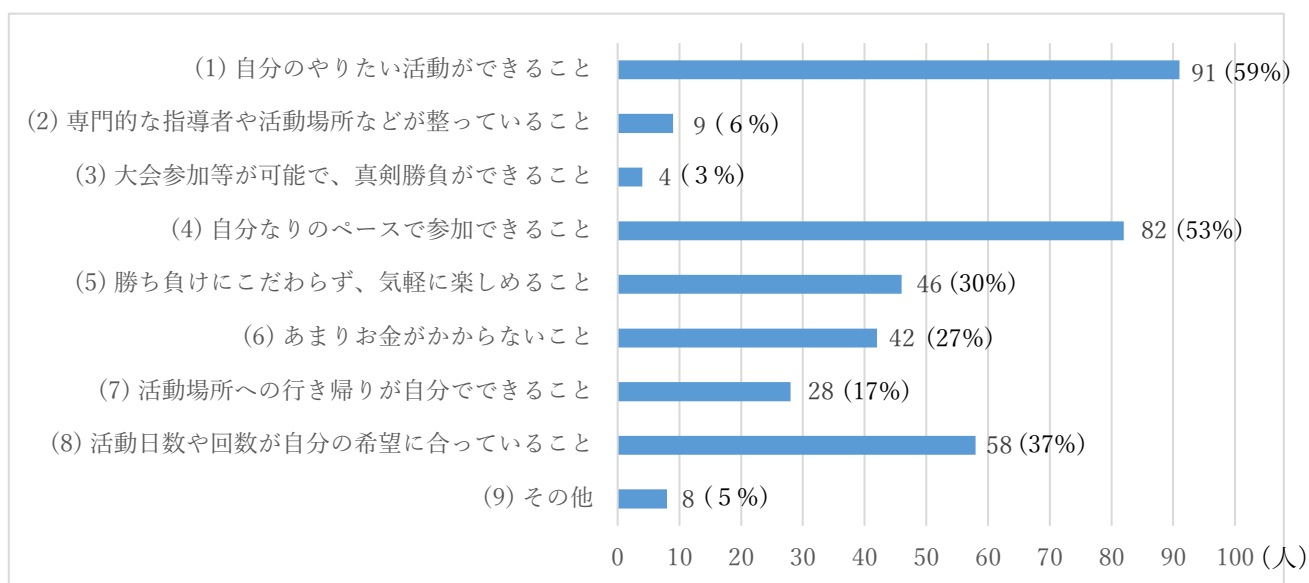
図3 あなたが部活動に加入した理由は何ですか。(複数回答可)



部活動に所属している生徒は、部活動に加入した理由として、「中学生になったらやりたい競技・種目だったから (42%)」「友達と一緒にできるから (40%)」「体力や技術・技能を高めたいから (36%)」などと回答しており、活動を通して仲間づくりや体力づくり・技能の向上を目指したいと考えていることが推察できた。

一方で、「大会やコンクールなどで良い成績を取りたいから (17%)」「専門の指導ができる先生や外部指導者がいるから (4%)」と回答した生徒は少数であり、多くの生徒が部活動を、競技志向以上に生涯にわたるスポーツ・文化芸術活動として捉えていることが確認できた。(図3)

図4 現在、部活動にも地域クラブ活動にも所属していないと答えた人にお聞きします。どのような条件であれば、スポーツ・文化芸術活動を行ってみたいと思いますか。(複数回答可)



また、現在、部活動にも民間クラブ活動にも所属していない生徒の回答からは、「自分のやりたい活動ができる（59%）」に加え、「自分なりのペースで参加できる（53%）」「活動日数や回数が自分の希望に合っている（37%）」「勝ち負けにこだわらず、気軽に楽しめる（30%）」などの活動であれば参加してみたいという回答を得た。（図4）

これらのことから、学校教育としての部活動だけでは、多様化している生徒のニーズに応じた活動を保障することは困難となっている。現在の部活動が担っている教育的意義を継承しつつ、どの子にとっても自分のやりたいスポーツ活動や文化芸術活動などに取り組むことができるよう、地域全体で学びの機会を提供できる新たな環境の整備が必要である。

(2) 教員の働き方への影響

これまで長年にわたり、教員が指導を担うことを前提に部活動は運営されてきたが、部活動は、週休日の勤務や平日の時間外勤務の原因ともなっている。

さらに、活動中のケガやトラブルへの対応などの危機管理に加え、競技・活動経験のない教員が指導せざるを得ない状況があることや、各種大会への引率や大会運営及び競技審判業務への参画も求められる点など、教員にとって部活動は大きな負担となっている。

一方で、地域クラブの指導者として活動したいという教員については、地域連携や地域展開が進んでいった場合でも、引き続き指導者として活躍できる仕組みの構築を検討している。

本市では、「富士市立学校教職員の勤務時間の上限に関する方針（令和元年10月）」及び「富士市小中学校における業務改革プラン（令和2年2月）」を踏まえ、子どもの細かな変化に気付けるよう、心身のゆとりの必要性、このための自己研鑽、リフレッシュする時間等の確保や在校時間の縮減、勤務時間の適正化を図り、働き方改革を一層推進している。特に、中学校において、部活動指導により超過勤務時間が多く発生していることから、[※]「富士市中学校部活動ガイドライン（令和7年3月）」に則り適切な休養日や活動時間の確保に努めている。

しかしながら、令和6年度に静岡県中学校体育連盟が公立中学校を対象に実施した「静岡県運動部活動実態調査」のうち、富士市における担当する運動部活動の種目経験がある教職員は、49.16%となっており、半数は全く経験のない種目を指導してい

※ 富士市中学校部活動ガイドライン

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/documents/1673/rn2o1a000001mftk.pdf>



る状況にある。未経験種目の指導は、時間的・身体的・精神的に大きな負担となっている。

(3) 国・市の部活動地域展開の動向

こうした少子化の影響や教員の働き方等の部活動に係る環境の改善を図ろうと、国は、令和4年12月に部活動の改革に関する総合的なガイドラインを示した。また、スポーツ庁・文化庁の有識者会議による令和7年5月の最終とりまとめでは、部活動の「地域移行」を「地域展開」という名称に変更すると同時に、令和8年度から10年度までを前期、令和11年度から13年度までを後期の改革実行期間とした。

この期間内に、休日については、原則、全ての部活動において地域展開の実現を目指すことを公表した。また、平日についても地域展開を推進することを示した。

このような動きを受け、本市でも令和5年度から「富士市立中学校部活動地域移行検討懇話会」、令和6年度には「富士市立中学校部活動地域移行協議会」を設置して協議を行うなど、部活動の地域連携・地域展開の検討を進めてきた。

2 地域連携・地域展開推進に向けた基本方針

(1) 基本方針策定の趣旨等について

この富士市部活動地域連携・地域展開推進に関する基本方針は、これまでの懇話会・協議会等における検討結果や令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」等を踏まえ、本市における地域クラブ活動の実施について、市の基本的な考え方を示すものである。

(2) 4つの基本理念について

子どもたちのニーズに応えつつ、子どもたちが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保できるよう、次の4つを基本理念とする。

- ①どの子にとっても自分のやりたいスポーツ活動や文化活動に取り組むことができる。
- ②休日の部活動指導に対する教員の負担を解消するとともに、指導を希望する教員のやりがいを支えていく環境を構築する。
- ③子どもたちが主体となるスポーツ活動や文化活動を、子どもや保護者の負担に配慮しつつ、地域全体で支えていく持続可能な仕組みや体制を構築する。
- ④地域のスポーツ活動、文化活動の活性化につなげる。

①【どの子にとっても自分のやりたいスポーツ活動や文化活動に取り組むことができる】

「1 富士市の中学校部活動を取り巻く現状と課題」にあるとおり、様々なスポーツ・文化活動が社会で取り上げられ、子どもたちがやってみたい活動のニーズは年々多様化しているが、部活動として設置できるスポーツ・文化活動は限られており、ミスマッチが生じている。

そこで、これまでやっていた部活動を単に地域主体に移行するだけでなく、部活動にない種目や活動も含めて選択の幅を広げるなど、豊富な経験の場の設定をするとともに、自分のやりたい活動が選択できる環境を整えて、自己決定の場の拡大をしていく必要がある。

また、子どもたちがスポーツ活動や文化活動の技術差にかかわらず参加できることや、家計が厳しい家庭の子どもも参加できることも大切にしたい視点である。

②【休日の部活動指導に対する教員の負担を解消するとともに、指導を希望する教員のやりがいを支えていく環境を構築する】

現在の部活動は、教員の献身的な勤務を前提に制度設計されており、週休日の勤務や平日の時間外勤務の原因ともなっている。危機管理や大会の運営なども担い、教員にとって部活動は大きな負担となっているのが現状である。

部活動は学校の安全管理下での活動であるため、適切な活動が実施できるよう「富士市中学校部活動ガイドライン」に沿って指導がされているが、教員の負担はいまだ大きいことは否めない。

一方で、部活動指導を率先して行いたいと考えている教員もいることから、指導を希望する教員については、地域連携や地域展開が進んだ場合も、引き続き指導者として活躍できる環境を目指す。

③【子どもたちが主体となるスポーツ活動や文化活動を、子どもや保護者の負担に十分配慮しつつ、地域全体で支えていく持続可能な仕組みや体制を構築する】

子どもたちにとって安全で、かつ、充実したスポーツ活動や文化活動にするためには、多くの人々の支援や協力が欠かせないが、持続可能な仕組みにするためには、こうした支援や協力は、一部の人だけが担うのではなく、多くの人で分かち合うことが望ましい。

また、保護者には、子どもたちの送迎等を依頼することも考えられることから、子どもたちやその保護者の負担をできるだけ少なくする必要がある。

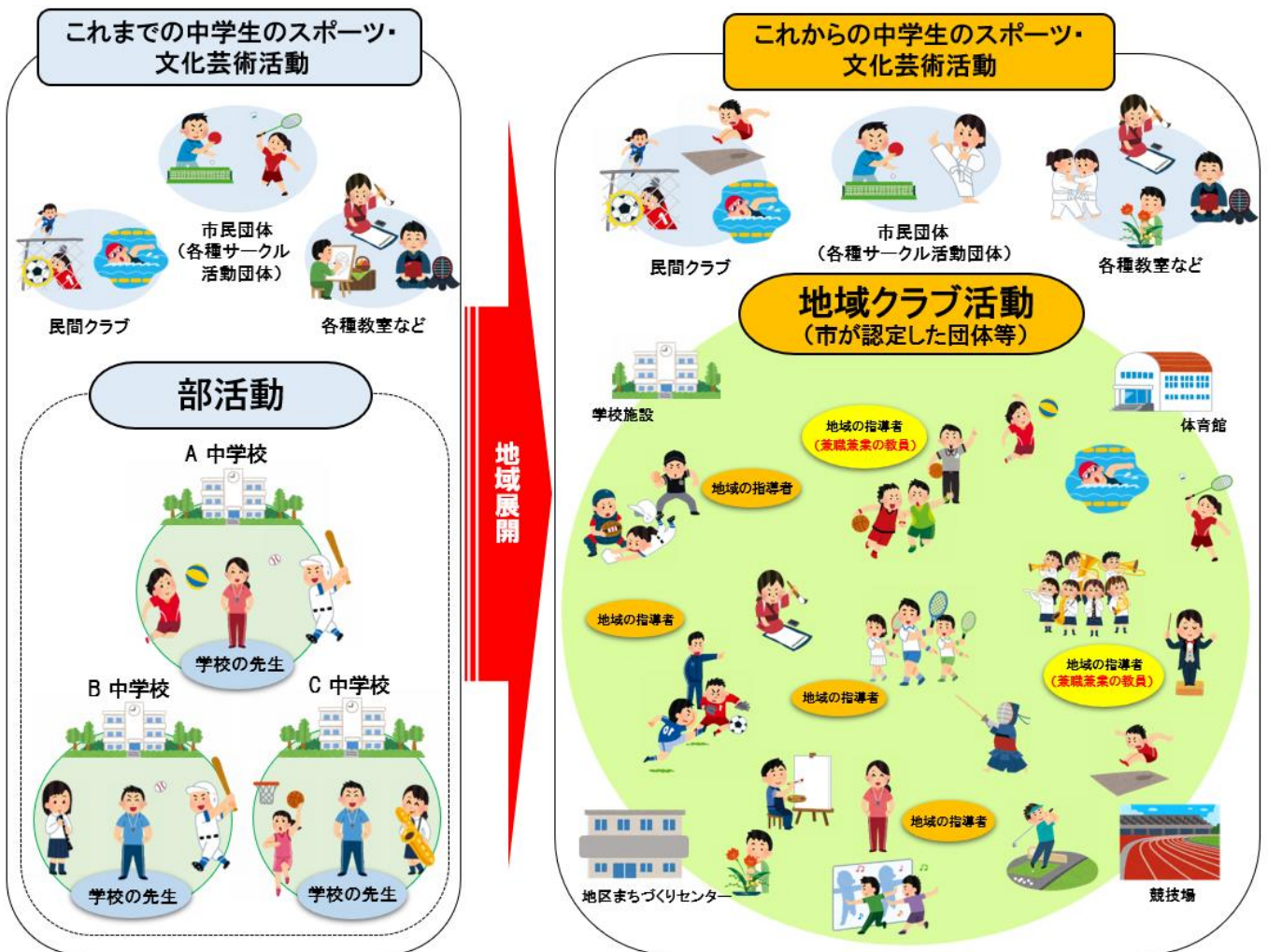
④【地域のスポーツ活動、文化活動の活性化につなげる】

中学生が、休日の地域クラブ活動に参加していくことで、地域のスポーツ・文化活動のすそ野が広がり、市民のスポーツ・文化活動が一層活性化していくものとする。また、中学生にとっても、活動を通して、異世代と関わることができ、貴重な経験を積むことができることを期待できる。

3 地域クラブ活動

(1) 本市で展開する地域クラブ活動

【今後のスポーツ・文化芸術活動のイメージ】



地域クラブ活動は、市が認定した団体の地域の指導者が、子どもたちを指導する。

部活動から地域クラブ活動への移行・展開（生徒の活動を絶やさない環境づくり）

- 従来、学校内の人的・物的資源（学校の施設を含む）によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。
- 地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることで可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を目指していく。

本市で展開する地域クラブ活動は、子どもたちの様々な可能性を引き出し、心身の健全な成長を促してきたこれまでの部活動の教育的意義を継承しつつ、活動団体、民間クラブ、保護者、教員、地域コミュニティ、企業などあらゆる主体が連携・協働していくことを目指している。

また、既存の部活動にある種目に新たな種目を加え、複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツやスポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動、柔軟なルール等に基づく活動など、多種多様な選択肢から生徒のニーズに応じた活動ができる環境を構築していく。

さらに、色々な活動をしてみたいという子どもたちの希望も実現できるよう、体制を構築していくものとし、スポーツや文化活動を生涯にわたって楽しむ生涯学習へつなげるきっかけとしたい。

なお、子どもたちの様子を関係者間で把握するため、地域クラブ活動の実施に当たっては、中学校と相互に連携を図りながら行うものとする。

(2) 改革実行期間及びその後の地域連携・地域展開について

国は、令和13年度までに、原則、休日の全ての部活動において地域展開に向けた取組を推進している。そのため、本市においても、休日の部活動については、地域クラブ活動の体制が整備された種目から順次実施していく。平日についても、国は地域連携・地域展開を推進していることから、今後の国等の動向を注視しつつ、本市でも引き続き検討していく。

平日の部活動については、「思いやりの心や自主性・社会性の育成、豊かな人間関係の構築や生涯学習の基礎づくり、生徒の個性・能力の伸長、体力向上や健康増進等を図ることなどにおいて、教育的に意義の高い活動であること」「生徒の放課後の居場所としての役割があること」「任意加入のため、生徒自身で加入するかどうかの判断が可能であること」等の理由から、当分の間、各学校での活動を継続する。

休日の活動が移行した種目における平日の部活動についても、当分の間、活動を継続するが、部員数・生徒数の減少により、各学校の判断で廃止することもある。

また、既存の部活動にない種目が、地域クラブ活動として平日・休日共に実施されるような場合は、生徒は、平日の部活動を含め、自らが選択した活動に取り組むことができる。

【スケジュールイメージ】

区分		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度以降	時期未定
平日	中学校部活動	→				○
	地域クラブ活動		中体連後	→		
休日	中学校部活動	→				(完全移行)
	地域クラブ活動			→		

準備が整った種目から順次地域展開
令和 8 年度中体連後の新チームからを想定

平日については、国等の動向を注視し、
引き続き検討し、準備が整い次第展開

(3) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

①参加者

- ・希望する市内在住の全ての中学生とする。現在、私立中学校に通っている中学生も対象とする。
- ・小学校高学年においても、本人や保護者の希望があれば、参加できる。

②組織体制

次の体制により、それぞれが相互に連携・協力して実施する。

・運営団体

当面の間、富士市教育委員会が運営団体を担い、包括的な企画・管理・サポート等の事務を行っていく。

また、地域クラブ活動を持続可能なものとするために、指導者の量の確保と質の向上を図るための指導者の発掘・育成のほか、体罰・ハラスメントの根絶のためのコンプライアンスの研修、指導等を行う。

・実施主体

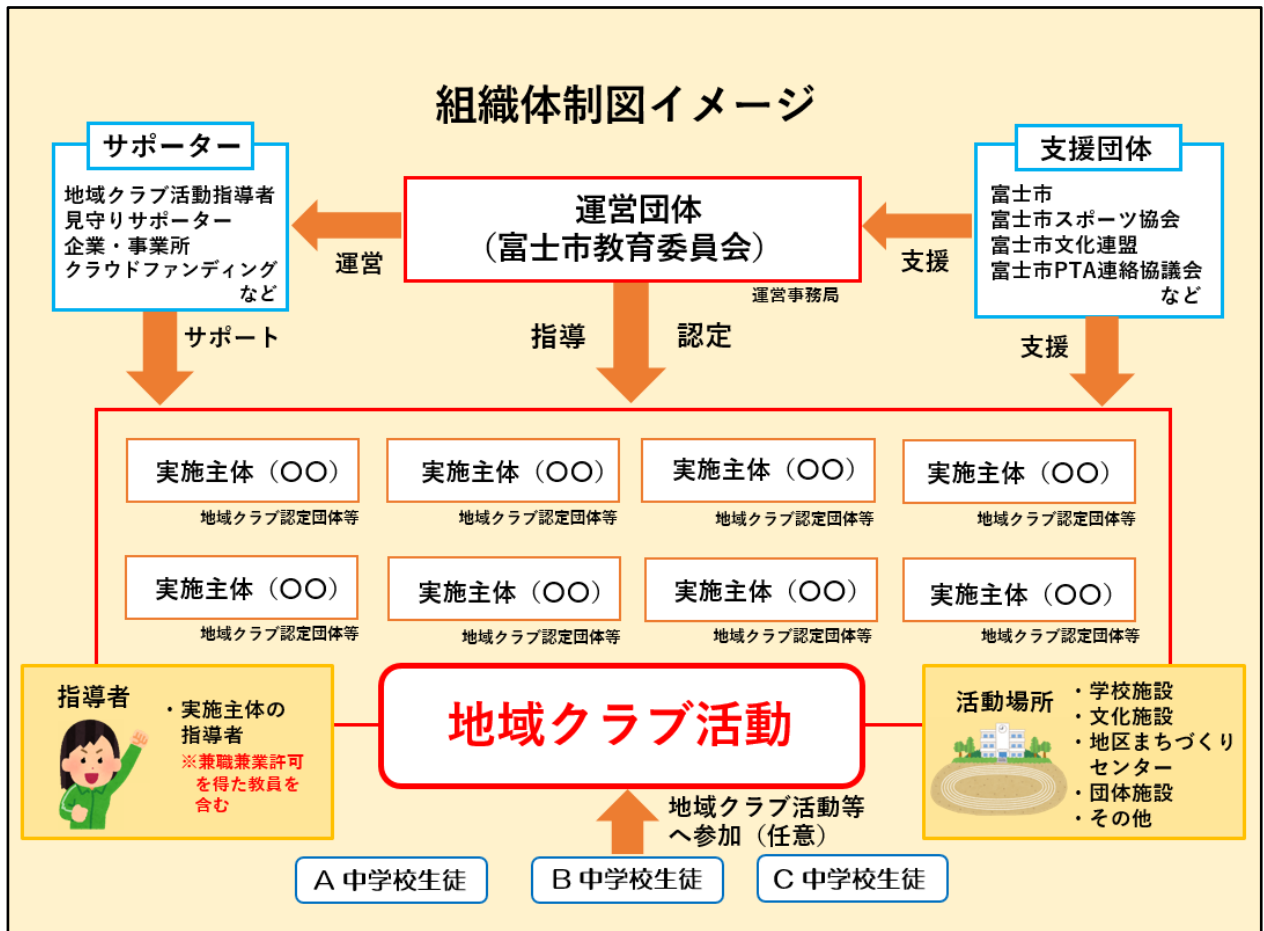
各活動については、運営団体によって認定された団体が担う。

既存のスポーツ・文化芸術団体や、市民団体、民間事業者などが新たに創設したスポーツ・文化芸術団体など、多様な主体が実施主体となることが想定される。

実施主体は、活動の実施に関する年間及び月間の計画の決定と周知、クラブ運営費（活動に係る消耗品費、指導に係る謝金、大会参加費等）の管理（集金、支払）、参加者及びその保護者との連絡調整等を行う。

団体の認定に係る基準については、運営団体が別に定める。

【組織体制図イメージ】



③活動場所

- ・地域クラブ活動は、学校施設・地区まちづくりセンター等を基本の活動場所とする。
- ・必要に応じて公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設を活動場所とする。
- ・保護者の送迎の負担の軽減に配慮するため、荷物や距離によっては、ヘルメットの着用、保険の加入等を条件として自転車による活動場所への移動を認める。

④活動回数・活動時間

- ・成長期にある参加者の心身の成長に配慮し、過度な負担とならないよう、また、健康に生活を送れるよう、本市の中学校部活動ガイドラインに準じた活動回数や活動時間とする。

○平日

- ・少なくとも、週に1日以上の休養日を設ける。
- ・活動時間は、長くとも2時間程度とする。

○週休日（学校休業日）

- ・少なくとも、1日以上を休養日とする。
- ・活動時間は、3時間程度を原則とする。

⑤参加費等

- ・地域クラブ活動の維持・運営に要する費用や会場費は、参加者（その保護者を含む。）の負担とする。
- ・実施主体は、参加費の公正かつ適切な会計処理を行い、透明性を確保するために関係者に対する会計報告を適切に行うものとする。
- ・実施主体は、運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費を設定する。
- ・運営団体は、生活困窮家庭に対し、必要な対策を講じる。

⑥保険加入

- ・地域クラブ活動の参加者及び指導に携わる指導者等は、自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険に必ず加入する。
- ・運営団体は、けがや事故が生じた際に適切な補償が受けられるように、種目の特性、けが、事故の発生状況等を踏まえて、適切な補償内容・保険料である保険を選定し、指導者等や参加者に対して保険の加入を義務付ける。

⑦指導者等

- ・指導者には、参加者の心身の健康管理やけが防止に努めることや、体罰やハラスメント、いじめ等に対する高い倫理観が求められるため、運営団体は指導者に対し、運営団体等が実施する研修への参加を義務付ける。
- ・指導者等は、運営団体等が開催する研修会に積極的に参加し、技能等の指導のみならず、発達の個人差や成長期における心と体の状態等に関するものを含め、安全・健康管理等の面に配慮できる知識の習得に努めるものとする。
- ・指導を希望する公立学校等の教職員等については、地域クラブ活動における指導者等の兼職兼業を認める。
- ・子どもたちの活動を支えるためのサポーター制度を構築し、「オール富士市」で指導者確保に努める。
- ・サポーター制度については、運営団体が別に定める。

4 大会の参加等

- ・運営団体、実施主体は、地域クラブの中体連等の大会・コンクール参加規程を注視し、生徒の大会等への参加機会を確保できるよう適切に対応する。
- ・地域クラブの大会・コンクール等の参加に当たっては、中学生の教育上の意義とともに、中学生、保護者及び指導者にとって過度な負担とならないことを考慮する。
- ・大会・コンクール等の引率は、地域クラブの指導者による。
- ・運営団体は、スポーツ・文化芸術に親しむことや中学生間の交流を主目的とした大会・コンクール、高い水準や記録に挑む中学生が競い合うことを主目的とした大会・コンクールなどの多様な場を開催できるよう、スポーツ協会や文化連盟等と連携し、より多くの生徒が参加機会を得られるように働きかける。

5 その他

- ・地域展開の体制が整うまでは、部活動における部活動指導員や外部コーチの活用と
いった地域連携についても推進していく。詳細は「富士市中学校部活動ガイドライ
ン」による。

6 用語解説

凡例 P 1 〇〇〇 : 数字は掲載ページ

P 5 (部活動の) 地域連携・地域展開

- ・地域連携：休日の学校部活動を、地域の人材やスポーツ・文化団体の指導者が外部指導者や部活動指導員として指導に当たる。
- ・地域移行：休日は学校部活動としてではなく、地域クラブとして活動する。指導は地域の人材やスポーツ・文化団体の指導者が担う。
- ・地域展開：部活動の地域移行に向けた取組を検討するスポーツ庁・文化庁の有識者会議である「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の中で、「『地域移行』という名称を『地域展開』に変更」した。今ある部活動の形のまま運営を地域に移すのではなく、「学校内で運営されてきた活動を地域に開き、地域全体で支えていく」というコンセプトであり、学校を含めた地域ぐるみの取組。

P 5 教員の働き方

現在、教員の働き方について、課題となっている。国は、教員の長時間労働を是正し、教育の質を向上させるため、ガイドライン策定や ICT の活用、教員業務支援員の配置などを推進している。各自治体においても、勤務時間管理の徹底、業務の見直し、部活動改革などの取組が進められている。

P 5 富士市小中学校における業務改革プラン（令和2年2月）

教育の質の向上と教職員の心身の健康の保持増進を目指して策定された。「人的資源の配置・活用」「校務の分類・整理と見直し」「教職員の働き方の見直し」「効率的・効果的な部活動の実現」「地域・家庭、関係機関との連携・協働」「教育委員会から学校へ依頼する業務の見直し」の6項目を取組の柱とした。

P 5 富士市中学校部活動ガイドライン（令和7年3月）

富士市立中学校の部活動の運営に当たり、次に掲げる必要な事項を定めるもの

- ・部活動の所属について
- ・部活動運営体制の確立について
- ・計画的な活動スケジュールの設定について
- ・事故やけが、緊急時に備えた体制について

- ・生徒が自立して主体的に取り組む力の育成について
- ・練習方法の工夫・体罰等の禁止について
- ・部活動の設置基準と活動時間及び休養日の設定について
- ・部活動支援のための制度の活用について
- ・部活動地域展開に向けての準備について

P 6 改革実行期間

文部科学省は、令和8年度から令和13年度までを「改革実行期間」と位置付け、令和8年度から令和10年度を前期、令和11年度から令和13年度を後期とした。休日の部活動については、令和13年度までに、原則、全ての部活動において地域展開を実現するとした。また、地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましいとするとともに、平日の部活動についても更なる改革を推進するとした。

P 6 富士市立中学校部活動地域移行検討懇話会

富士市立中学校における部活動について、少子化による中学校単位での活動の困難さの解消及び教員の働き方改革の観点から、部活動の地域移行を段階的に進めていくに当たり、学校及びスポーツや文化芸術活動等の関係者からの意見または助言を求めるため、令和5年度に開催した意見聴取のための会議。

P 6 富士市立中学校部活動地域移行協議会

教育委員会が、富士市立中学校の部活動の地域移行に関する事項について協議するため、令和6年度に設置した教育委員会の附属機関。

P 6 学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）

スポーツ庁及び文化庁が策定した、部活動と地域クラブ活動のより良い在り方を示す指針。このガイドラインは、学校、教員、地域指導者、地域団体など、関係者全体が連携し、生徒にとってより良いスポーツ・文化芸術環境を整備するための指針となることを目指している。

P 8 地域クラブ活動

部活動地域展開における地域クラブとは、これまで学校が主体となり実施されてきた部活動を、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、学校と地域が連携・協働して生徒の活動の場を提供する取組。

P13 部活動指導員

学校教育法施行規則に定められた非常勤の学校職員。校長の監督の下、顧問として部活動指導や大会引率等を行うことができ、報酬が支払われる。

P13 外部コーチ

顧問の教員とともに、技術指導等を行う外部指導者。単独での指導は原則行うことはできない。報酬等の有無、勤務条件等は市町村や学校によって異なる。